

07.62

中小企業地域資源活用促進法の規定による  
手数料等の軽減について（商）

1. 軽減の要件と内容

~~中小企業地域資源活用促進法において規定する、主務大臣の認定を受けた地域産業資源活用事業計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる中小企業地域資源活用促進法第10条第1項に規定する認定地域産業資源活用事業<sup>注1</sup>に係る商品又は役務（以下「認定地域産業資源活用商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が、当該認定地域産業資源活用事業<sup>注1</sup>の計画の認定を受けた中小企業者（以下「認定地域産業資源活用事業者<sup>注2</sup>」という。）であつてるときは、商標法第7条の2第1項に規定する組合等<sup>注3</sup>である場合には、その事業の認定計画<sup>注4</sup>の実施期間内に限り、商標登録出願の手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減される（中小企業地域資源活用促進法14条1項、2項、中小企業地域資源活用促進法施行令3条2項、4条2項）。~~

2. 申請書に添付する証明書

軽減に係る申請書に添付すべき書類は、「表」の右欄に掲げるものである（中小企業地域資源活用促進法施行令3条1項、4条1項）。

「表」

| 要件  | 証明書  |
|---|--|
| <del>(1)ア.</del> 認定地域産業資源活用事業者 <sup>注2</sup> であること  | 申請に係る地域団体商標の商標登録がについて、認定地域産業資源活用商品等であることを証する書面及び認定計画 <sup>注4</sup> の写し |
| <del>(2)イ.</del> 申請に係る地域団体商標の商標登録について認定地域産業資源活用商品等に係る地域団体商標の商標登録の出願手数料、設定登録料又は更新登録料に係るものであること |  |
| <del>(3)ウ.</del> 認定計画 <sup>注4</sup> の実施期間内に<br>出願されたもの、設定登録のための納付又は更新登録の申請がされたものであること         |  |

(新規改訂平成令和3-1-2・4)

- 注1 認定地域産業資源活用事業とは、中小企業地域資源活用促進法第6条第1項の認定に係る地域産業資源活用事業計画（同法第7条第1項の変更の認定又は同条第2項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）に従って行われる地域産業資源活用事業（中小企業地域資源活用促進法2条3項）をいう（中小企業地域資源活用促進法7条3項、10条1項）。
- 注2 認定地域産業資源活用事業者とは、中小企業地域資源活用促進法第6条第1項の認定を受けた中小企業者（中小企業地域資源活用促進法2条1項）をいう（中小企業地域資源活用促進法7条1項）。
- 注3 商標法第7条の2第1項に規定する組合等については、「01.63」を参照。
- 注4 認定計画とは、中小企業地域資源活用促進法第6条第1項の認定に係る地域産業資源活用事業計画（同法第7条第1項の変更の認定又は同条第2項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）をいう（中小企業地域資源活用促進法7条3項）。